

令和8年度
PTA総会及び
特別活動後援会総会

徳島県立つるぎ高等学校



令和8年5月9日（土）
徳島県立つるぎ高等学校
体育館

P T A 総 会 次 第

- 1 PTA会長あいさつ
- 2 学校長あいさつ
- 3 各課諸連絡
- 4 議事
 - (1) 令和7年度 PTA事業報告
 - (2) 令和7年度 学校徴収金決算報告・監査報告
 - (3) 令和8年度 本部役員(案)について
 - (4) 令和8年度 PTA事業計画(案)
 - (5) 令和8年度 学校徴収金予算(案)
- 5 そ の 他

各課の学校現況説明資料QRコード→
つるぎ高等学校ホームページ
メニュー→学校現況説明資料



4-(1) 令和7年度PTA事業報告

	行 事 名	場 所	実 施 日
1	つるぎ高校第1回PTA役員会・特別活動後援会役員会	本校多目的室	4月24日(木)
2	つるぎ高校PTA総会・特別活動後援会	本校体育館	5月10日(土)
3	徳島県高等学校PTA連合会第1回理事会	徳島県教育会館	5月22日(木)
4	徳島県産業教育振興会総会	徳島県教育会館	5月28日(水)
5	徳島県高等学校PTA連合会 並びに徳島県高等学校PTA連合会安全互助会総会 徳島県高等学校生徒生活指導連絡協議会総会	徳島県教育会館	6月10日(火)
6	第64回中国四国四国地区高等学校PTA連合会大会	島根県	7月4日(金)
7	美馬地域高等学校生徒生活指導連絡協議会総会・幹事会	本校	7月8日(火)
8	徳島県高等学校交通安全教育研究会総会 交通マナーアップクラブ総会・研究会	県文化の森 21世紀館	7月23日(水)
9	第71回全国高等学校PTA連合会大会	三重県	8月21・22日(木・金)
10	つるぎ高校体育祭バザー	本校	10月15日(水)
11	徳島家庭教育のつどい	JRホテルメント徳島	11月9日(日)
12	徳島県高等学校生徒生活指導連絡協議会研究大会	本校(オンライン)	11月21日(金)
13	つるぎ高校学校保健委員会	本校	12月11日(木)
14	人権教育映画鑑賞	本校	12月18日(木)

4-(2)-1 令和7年度学校徴収金決算報告・監査報告(PTA会費)

様式第8号

令和7年度 学校徴収金会計決算書 PTA会計

徳島県立つるぎ高等学校

収入総額 4,253,009 円

支出総額 2,015,958 円

差引残額 2,237,051 円 (翌年度繰越)

収入内訳

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	差引増減	備 考
会 費	1,872,300	1,860,900	△11,400	入会金1,000円×147人、 会費300円×5,713人(延べ)
雑 収 入	182	3,591	3,409	預金利子3,591円
繰 越 金	2,388,518	2,388,518	0	
合 計	4,261,000	4,253,009	△7,991	

支出内訳

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	差引増減	備 考
運 営 費	1,961,000	912,831	△1,048,169	
会 議 費	250,000	14,389	△235,611	PTA役員会に要する経費
事 務 局 費	200,000	3,000	△197,000	高P連会費
活 動 費	1,511,000	895,442	△615,558	会員慶弔費、研修費、 学校渉外費など
諸 費	2,300,000	1,103,127	△1,196,873	
教 科 研 究 費	800,000	498,082	△301,918	諸学会費、 各教科研究協会費
生 徒 指 導 費	1,200,000	496,244	△703,756	行事協力費など
諸 費	300,000	108,801	△191,199	募金、横断幕製作など
合 計	4,261,000	2,015,958	△2,245,042	

監査の結果、適正に処理されていました。

令和 8年 4月 /3 日

会計監査

井上 護



会計監査

西久保 希久子



4-(2)-2 令和7年度学校徴収金決算報告・監査報告(体育振興会会費)

様式第8号

令和7年度 学校徴収金会計決算書 体育振興費会計

徳島県立つるぎ高等学校

収入総額 4,262,144 円

支出総額 3,967,839 円

差引残額 294,305 円 (翌年度繰越)

収入内訳 (単位:円)

科 目	予算額	決算額	差引増減	備 考
会 費	2,224,800	2,207,700	△17,100	会費450円×4,906人(延べ)
雑 収 入	1,812,979	1,793,223	△19,756	預金利子1,223円、学校活動支援金2,200円×814人+1,200円×1人
繰 越 金	261,221	261,221	0	
合 計	4,299,000	4,262,144	△36,856	

支出内訳 (単位:円)

科 目	予算額	決算額	差引増減	備 考
運営費	10,000	2,805	△7,195	
運営費	10,000	2,805	△7,195	銀行手数料2,805円
競技活動費	4,289,000	3,965,034	△323,966	
競技活動費	4,289,000	3,965,034	△323,966	各部選手派遣費 2,524,934円 引率費 1,334,600円 高体連会費 105,500円
合 計	4,299,000	3,967,839	△331,161	

監査の結果、適正に処理されていました。

令和 8年 4月 (3)日

会計監査

井上 護



会計監査

西久保 希久子



4-(3)令和7年度 本部役員(案)について

役職	役員名	生徒クラス	生徒名	備考
会長				
副会長 兼 特別活動後援会長				
副会長 兼 家庭教育研修部長				
副会長 兼 人権教育推進部長				
副会長				
副会長 (校長)	岩野 泰典	校長		
評議員				
評議員				
評議員				
評議員				
評議員				
評議員				
監事				
監事				

4- (4) 令和8年度 P T A事業計画(案)

	行 事 名	場 所	実 施 日
1	つるぎ高校第1回P T A役員会・特別活動後援会役員会	本校多目的室	4月23日(木)
2	つるぎ高校P T A総会・特別活動後援会	本校体育館	5月9日(土)
3	徳島県高等学校P T A連合会第1回理事会		5月21日(木)
4	徳島県産業教育振興会総会	徳島県教育会館	
5	徳島県高等学校P T A連合会 並びに徳島県高等学校P T A連合会安全互助会総会 徳島県高等学校生徒生活指導連絡協議会総会	徳島県教育会館	6月12日(金)
6	中国四国四国地区高等学校P T A連合会大会	香川県	7月10日(金)
7	美馬地域高等学校生徒生活指導連絡協議会総会・幹事会		7月
8	徳島県高等学校交通安全教育研究会総会 交通マナーアップクラブ総会・研究会		7月
9	全国高等学校P T A連合会大会	大分県	8月20、21日(木、金)
10	第2回P T A役員会	本校	
11	つるぎ高校体育祭バザー	本校	10月14日(水)
12	徳島家庭教育のつどい		10月
13	徳島県高等学校生徒生活指導連絡協議会研究大会		11月
14	つるぎ高校学校保健委員会	本校	12月
15	第44回部落解放・人権徳島地方研究集会		1月

4-(5)-1 令和8年度 学校徴収金予算(案) (PTA会計)

様式第1号

令和8年度 学校徴収金会計予算書 PTA会計 (案)

徳島県立つるぎ高等学校

収入の部

(単位：円)

予算科目	予算額	前年度予算額	差引増減	備考
会費	1,855,100	1,872,300	△17,200	入会金 1,000円×140人=140,000円 会費 300円×470人×12月 +300円×7人×11月 =1,715,100円
雑収入	849	182	667	預金利子
繰越金	2,237,051	2,388,518	△151,467	前年度繰越金
合計	4,093,000	4,261,000	△168,000	

支出の部

(単位：円)

予算科目	予算額	前年度予算額	差引増減	備考
運営費	1,783,000	1,961,000	△178,000	
会議費	180,000	250,000	△70,000	PTA総会・役員会その他諸会議に要する経費ほか
事務局費	143,000	200,000	△57,000	高P連会費 事務局需用費ほか
活動費	1,460,000	1,511,000	△51,000	研修費・慶弔費・学校渉外費ほか
諸費	2,310,000	2,300,000	10,000	
教科研費	780,000	800,000	△20,000	各教科研究協議会費・諸学会費ほか
生徒指導費	1,180,000	1,200,000	△20,000	行事協力費ほか
諸費	350,000	300,000	50,000	PTA諸費、デジタル採点システム費用ほか
合計	4,093,000	4,261,000	△168,000	

- 備考 1. 前年度繰越金は、前年度決算書の次年度繰越額を記載する。
 2. 予備費は、必要最小限の額を計上する。
 3. 備考欄には、経費内訳を計上する。

4-(5)-2 令和8年度学校徴収金予算(体育振興会会費)

様式第1号

令和8年度 学校徴収金会計予算書 体育振興費会計(案)

徳島県立つるぎ高等学校

収入の部

(単位:円)

予算科目	予算額	前年度予算額	差引増減	備考
会費	2,214,000	2,224,800	△10,800	会費 450円×410人×12月 =2,214,000円
雑収入	1,804,695	1,812,979	△8,284	学校活動支援金 4,400円×410人 =1,804,000円 預金利子695円
繰越金	294,305	261,221	33,084	前年度繰越金
合計	4,313,000	4,299,000	14,000	

支出の部

(単位:円)

予算科目	予算額	前年度予算額	差引増減	備考
運営費	10,000	10,000	0	銀行手数料ほか
競技活動費	4,303,000	4,289,000	14,000	各部選手派遣費 引率費 高体連事業参加費ほか
合計	4,313,000	4,299,000	14,000	

- 備考
1. 前年度繰越金は、前年度決算書の次年度繰越額を記載する。
 2. 予備費は、必要最小限の額を計上する。
 3. 備考欄には、経費内訳を計上する。

特別活動後援会総会 次第

- 1 特別活動後援会長あいさつ
- 2 学校長あいさつ
- 3 議事
 - (1) 令和7年度 事業報告
 - (2) 令和7年度 決算報告・監査報告
 - (3) 令和7年度 役員改選(案)
 - (4) 令和8年度 事業計画(案)
 - (5) 令和8年度 学校徴収金予算(案)
- 4 そ の 他

3-(1) 令和7年度 事業報告

3-(1) 令和7年度 事業報告

番号	地区	団体	行事名等	期日	人数	場所等	経費
1	全国	個人	JOCジュニアオリンピックカップ令和7年度ジュニアインズカップ・レスリング選手権大会	4月11日～12日	1	東京都	50,406
2	全国	個人	JOCジュニアオリンピックカップ2025年U17,U20全日本レスリング選手権大会	4月25日～27日	5	横浜市	353,504
3	全国	個人	第79回西日本ソフトテニス選手権大会	7月11日～13日	2	奈良県高市郡	56,736
4	全国	個人	令和7年度全国高等学校総合体育大会少林寺拳法競技大会	7月22日～24日	2	福山市	56,152
5	全国	個人	令和7年度全国高等学校総合体育大会ソフトテニス競技大会	7月23日～27日	4	宇部市	222,680
6	全国	団体・個人	令和7年度第72回全国高等学校ビジネス計算競技大会	7月23日～25日	8	横浜市	369,784
7	全国	個人	令和7年度第41回全国高等学校簿記競技大会	7月25日～26日	1	市川市	2,616
8	全国	団体・個人	令和7年度第37回全国高等学校情報処理競技大会	7月25日～27日	3	市川市	93,145
9	全国	個人	令和7年度全国高等学校総合体育大会陸上競技大会	7月25日～28日	1	広島市	44,408
10	全国	団体・個人	令和7年度全国高等学校総合体育大会レスリング競技大会	7月25日～30日	11	雲南市	677,152
11	全国	個人	令和7年度第72回全国高等学校ワープロ競技大会	7月27日～29日	1	東京都	16,147
12	全国	個人	第41回全国高校生グレコローマンレスリング選手権大会	8月13日～17日	7	大津市	352,506
13	全国	個人	令和7年度第25回高校生ものづくりコンテスト全国大会（溶接部門）	11月8日～9日	2	徳島市	4,704
14	全国	団体	第76回全国高等学校駅伝競走大会	12月19日～22日	10	京都市	365,460
15	全国	団体・個人	第69回全国高等学校選抜レスリング大会	3月25日～30日	9	新潟市	722,484
16	全国	団体	第51回全日本高等学校選抜ソフトテニス大会	3月26日～29日	8	名古屋市	369,688
17	全国	個人	第29回全国高等学校少林寺拳法選抜大会	3月27日～28日	2	善通寺市	30,104
合計							3,787,676

番号	地区	団体	行事名等	期日	人数	場所等	経費
1	四国	個人	令和7年度（第62回）四国ソフトテニス選手権大会	5月10日～11日	2	今治市	30,874
2	四国	団体	第78回四国高等学校バスケットボール選手権大会	6月13日～14日	15	高松市	172,170
3	四国	団体	第67回四国高等学校登山選手権大会	6月13日～15日	4	善通寺市	78,814
4	四国	団体	第73回四国高等学校ラグビーフットボール選手権大会	6月14日～15日	30	高松市	525,048
5	四国	個人	第78回四国高等学校陸上競技対校選手権大会	6月14日～16日	3	松山市	76,655
6	四国	団体・個人	第22回四国高等学校レスリング選手権大会	6月13日～15日	11	今治市	251,102
7	四国	団体・個人	第75回四国高等学校ソフトテニス選手権大会	6月13日～15日	8	徳島市	82,185
8	四国	個人	第20回四国高等学校少林寺拳法選手権大会	6月14日～15日	2	松山市	37,086
9	四国	個人	令和7年度高校生ものづくりコンテスト四国大会（旋盤作業部門）	6月28日～29日	2	松山市	73,736
11	四国	団体・個人	令和7年度第69回四国高等学校ビジネス計算競技大会	7月18日～19日	12	高松市	119,736
10	四国	団体	第65回四国高等学校ワープロ競技大会	7月22日～23日	4	徳島市	17,848
12	四国	団体	第14四国地区高校生溶接技術競技会	7月23日	2	新居浜市	11,060
13	四国	団体	第69回四国高等学校駅伝競走大会	11月15日～16日	10	鳴門市	75,720
14	四国	団体・個人	第69回高等学校選抜レスリング大会四国地区予選会	1月16日～18日	9	高松市	173,204
15	四国	団体	第51回全日本高等学校選抜ソフトテニス大会四国地区予選会	1月16日～18日	8	鳴門市	85,944
16	四国	個人	第21回四国高等学校選抜ソフトテニス大会	1月24日～25日	10	松山市	177,028
17	四国	団体	第33回四国高等学校バスケットボール新人大会	2月6日～8日	15	高知市	318,964
18	四国	団体	第27回四国高等学校ラグビーフットボール新人大会	2月13日～15日	19	松山市	452,770
19	四国	団体（選抜）	第4回四国U-18選抜フットサル大会2025	2月22日	1	徳島市	2,226
合計							2,762,170

3-(2) 令和7年度 決算報告・監査報告

様式第8号

令和7年度学校徴収金会計決算書 特別活動後援会費会計

徳島県立つるぎ高等学校

収入総額 7,041,985 円

支出総額 6,781,450 円

差引残額 260,535 円 (翌年度繰越)

収入内訳

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	差引増減	備 考
会 費	3,460,800	3,434,200	△26,600	会費700円×4,906人(延べ)
学校活動支援金	3,296,000	3,259,000	△37,000	学校活動支援金4,000円×814人 +3,000円×1人
雑 収 入	435	2,020	1,585	預金利子2,020円
繰 越 金	346,765	346,765	0	
合 計	7,104,000	7,041,985	△62,015	

支出内訳

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	差引増減	備 考
全国大会補助	3,800,000	3,417,988	△382,012	
四国大会補助	2,600,000	2,762,170	162,170	
予 備 費	704,000	601,292	△102,708	グラウンド夜間照明代38,474円 運動場整備燃料代等41,173円 新聞広告記事掲載料20,000円 部室棟温水器燃料代 及び灯油代458,145円 諸 費43,500円
合 計	7,104,000	6,781,450	△322,550	

監査の結果、適正に処理されていました。

令和 8年 4月 (3日)

会計監査

井上 護



会計監査

西沢保 希久子



3-(3) 令和8年度 役員改選(案)

3-(4) 令和8年度 事業計画(案)

3-(3) 令和8年度 事業計画 (案)

行 事 名	実施予定月
四国高等学校選手権大会	6月
高校生ものづくりコンテスト四国大会	6月
四国高等学校ワープロ競技大会	7月
四国高等学校ビジネス計算競技大会	7月
全国高等学校簿記競技大会	7月
全国高等学校情報処理競技大会	7月
全国高等学校ワープロ競技大会	7月
全国高校総合体育大会	7月～8月
全国高等学校ビジネス計算競技大会	8月
四国高等学校生徒商業研究・意見体験発表大会	8月
全国高等学校ロボット競技大会	10月
高校生ものづくりコンテスト全国大会	10月
ジャパンマイコンカーラリー2026大会	1月
全国高等学校選抜大会	3月

3-(5) 令和8年度 学校徴収金予算(案)

様式第1号

令和8年度 学校徴収金会計予算書 特別活動後援会費会計 (案)

徳島県立つるぎ高等学校

収入の部

(単位：円)

予算科目	予算額	前年度予算額	差引増減	備考
会費	3,444,000	3,460,800	△16,800	700円×410人×12月 =3,444,000円
学校活動支援金	3,280,000	3,296,000	△16,000	8,000円×410人 =3,280,000円
雑収入	465	435	30	預金利子
繰越金	260,535	346,765	△86,230	前年度繰越金
合計	6,985,000	7,104,000	△119,000	

支出の部

(単位：円)

予算科目	予算額	前年度予算額	差引増減	備考
全国大会補助	3,500,000	3,800,000	△300,000	
四国大会補助	2,800,000	2,600,000	200,000	
予備費	685,000	704,000	△19,000	グラウンド照明代 温水器燃料代 運動場整備等
合計	6,985,000	7,104,000	△119,000	

- 備考
1. 前年度繰越金は、前年度決算書の次年度繰越額を記載する。
 2. 予備費は、必要最小限の額を計上する。
 3. 備考欄には、経費内訳を計上する。

『P T A会則』

(名 称)

第1条 本会は、徳島県立つるぎ高等学校P T Aと称する。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を徳島県立つるぎ高等学校内に置く。

(目 的)

第3条 本会の目的は、次のとおりとする。

- (1) 生徒の福祉を増進する。
- (2) 生徒の教育について常に家庭と学校との関係を緊密にし、保護者と教職員が互いに協力する。
- (3) 学校の教育的環境整備を図る。
- (4) 教育に関する諸経費を調査し、教育財政確立のための運動を行う。

(組 織)

第4条 本会は、本校在校生の保護者及び本校教職員を会員として組織する。

(役員)

第5条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 5 名 (家庭教育研修部長、人権教育推進部長、特別活動後援会長・副会長、学校長が兼任する)
- (3) 評議員 20名程度 (各クラス1～2名を基本とする)
- (4) 監 事 若干名
- (5) 顧 問 若干名
- (6) 書 記 1 名
- (7) 会 計 1 名

なお、役員は特別活動後援会役員と兼任することができる。

(任 務)

第6条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を統括し、本会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を助け会長事故あるときにはこれに代わる。
- (3) 評議員は、会務を評議する。
- (4) 書記は、総会の議事を記録し、各種会合を通知する。
- (5) 監事は、会務並びに会計を監査する。(特別活動後援会等の監査にも充たる)
- (6) 会計は、本会のすべての金銭の収入・支出を正確に記録し、総会において収支を報告する。
- (7) 顧問は、会長の諮問に応ずる。

(選出・任期)

第7条 役員の選出並びに任期は、次のとおりとする。

- (1) 役員の選出は、役員会で選出し総会で承認を得る。
- (2) 役員の任期はすべて1年とする。ただし、再任は妨げない。
- (3) 役員は後任決定まで留任するものとする。

(招集・議決)

第8条 総会・役員会の招集、議決は次のとおりとする。

- (1) 総会は最高決議機関であって、毎年1回以上会長がこれを招集する。
- (2) 総会は会員の3分の1以上(委任状を含む)の参加で成立し、出席者の過半数をもって決する。
- (3) 役員会は、適宜必要に応じて会長がこれを招集する。緊急やむを得ない時は、総会に代わることができる。
- (4) 役員会は出席者の過半数をもって決する。
- (5) 本会に、家庭教育研修部、人権教育推進部を置き、これらの規約については別に定める。

(経 費)

第9条 本会の経費は、会員の会費並びに寄付金をもって充てるものとする。

(会計年度)

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(会則の変更)

第11条 会則の変更は、総会において出席者の3分の2以上の賛同を経なければならない。

附 則

- 1 この会則は、平成26年4月1日から施行
- 2 令和8年4月1日一部改正

『P T A家庭教育研修部規約』

(名 称)

第1条 当部は、徳島県立つるぎ高等学校P T A家庭教育研修部と呼ぶ。

(目 的)

第2条 当部は、P T Aに属する1部会として、生徒の教育に寄与するとともに、会員相互の修養と親睦をはかることを目的とする。

(事 業)

第3条 当部は、第2条の目的を達するために次の事業を行う。

- (1) 教育文化・修養に関する講演会・講習会・座談会などの開催
- (2) 家庭教育研修の助成活動
- (3) 学校行事等への賛助並びに奉仕
- (4) その他教育上必要な事項

(組 織)

第4条 当部は、P T A会員をもって組織する。

(役 員)

第5条 当部に次の役員をおく。

- (1) 部 長 1 名 (P T A副会長の1名がこれを兼ねる)
- (2) 副 部 長 1 名
- (3) 部 員 若干名

(任 務)

第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 部長は、当部の活動を統括し、運営にあたる。
- (2) 副部長は、部長を助け部長事故あるときにはこれに代わる。

(任 期)

第7条 役員の仕事は、1年とする。ただし再選は妨げない。

(選 出)

第8条 部長・副部長等の選出は次のとおりとする。

- (1) 部長の選出は、役員会で選出し総会で承認を得る。
- (2) 副部長は、部長が委嘱する。
- (3) 部員は部長が選出する。

(経 費)

第9条 当部の活動に必要な経費はP T A会費によるものとする。

附 則

- 1 この規約は、平成26年4月1日から施行
- 2 令和8年4月1日一部改正

『P T A人権教育推進部規約』

(名 称)

第1条 当部は、徳島県立つるぎ高等学校P T A人権教育推進部と呼ぶ。

(目 的)

第2条 当部は、P T Aに属する1部会として、P T A会員相互の人権問題に関する学習をより一層推進するとともに学校人権教育の充実に寄与することを目的とする。

(活動内容)

第3条 第2条の目的を達成するため、学校人権教育と綿密な連携のもとに次のような活動を行う。

- (1) 会員相互の人権問題学習に関する活動
- (2) 学校人権教育行事などへの賛助活動
- (3) 生徒の人権教育を支える条件作りのための活動
- (4) 社会人権教育への参加
- (5) その他

(組 織)

第4条 当部は、P T A会員をもって組織する。

(役 員)

第5条 当部に次の役員をおく。

- (1) 部 長 1 名 (P T A副会長の1名がこれを兼ねる)
- (2) 副 部 長 1 名
- (3) 部 員 若干名

(任 務)

第6条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 部長は、当部の活動を統括し、運営にあたる。
 - (2) 副部長は、部長を助け部長事故あるときにはこれに代わる。
- (任 期)

第7条 役員の任期は、1年とする。ただし再選は妨げない。

(選 出)

第8条 部長・副部長等の選出は次のとおりとする。

- (1) 部長の選出は、役員会で選出し総会で承認を得る。
 - (2) 副部長は、部長が委嘱する。
 - (3) 部員は部長が選出する。
- (経 費)

第9条 当部の活動に必要な経費はPTA会費によるものとする。

附 則

- 1 この規約は、平成26年4月1日から施行
- 2 令和8年4月1日一部改正

『PTA慶弔規定』

1 転退職記念品代

- | | |
|------------|----------------------------|
| (1) 会長・副会長 | 役員において協議する。 |
| (2) 職員 | (2,000円) + (1,000円) × (年数) |

2 死亡弔慰金

- | | |
|--------------------|------------|
| (1) 職員・生徒及び保護者の死亡 | 10,000円+花輪 |
| (2) 職員の同居家族及び実父母死亡 | 花輪 |

『特別活動後援会会則』

(名 称)

第1条 本会は、徳島県立つるぎ高等学校特別活動後援会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、徳島県立つるぎ高等学校の特別活動を援助し、その健全な発展を推進することを目的とする。

(事務局)

第3条 本会の事務局は、徳島県立つるぎ高等学校内に置く。

(会 員)

第4条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 本校のPTA会員（以下「普通会员」という）
- (2) 本会の主旨に賛同する個人（以下「賛助会員」という）

(会 費)

第5条 会費は、次のとおりとする。

- (1) 普通会员は、通常会費を納入するものとする。
- (2) 特に必要な場合は、役員会の承認を得て特別会費を徴収することができる。

(役 員)

第6条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名 (PTA副会長の1名がこれを兼ねる)
- (2) 副会長 1 名 (PTA副会長の1名がこれを兼ねる)
- (3) 評議員 20名程度
- (4) 監 事 若干名
- (5) 顧 問 若干名
- (6) 書 記 1 名
- (7) 会 計 1 名

なお、役員はPTA役員と兼任することができる。

(任 務)

第7条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表して会務を総理し、役員会及び総会を招集して会議の議長を務める。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合は会務を代行する。
 - (3) 評議員は、議事を協議するとともに会務の運営にあたる。
 - (4) 監事は、会計を監査する。
 - (5) 会計は、本会のすべての金銭の収入・支出を正確に記録し、総会において収支を報告する。
- (選出・任期)

第8条 役員を選出・任期は、次のとおりとする。

- (1) 役員を選出は、役員会で推薦し、総会で承認を得る。
 - (2) 役員の任期は、すべて1年とする。ただし、再任を妨げない。
 - (3) 役員は、後任決定まで留任するものとする。
- (招集・議決)

第9条 総会・役員会の招集、議決は次のとおりとする。

- (1) 総会は最高決議機関であって、毎年1回以上会長がこれを招集する。
 - (2) 総会は会員の3分の1以上（委任状を含む）の参加で成立し、出席者の過半数をもって決する。
 - (3) 役員会は、適宜必要に応じて会長がこれを招集する。緊急やむを得ない時は、総会に代わることができる。
 - (4) 役員会は出席者の過半数をもって決する。
- (経 費)

第10条 本会の経費は、普通会员の会費、特別会費をもってこれに充てる。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会則の改正)

第12条 会則の変更は、総会において出席者の3分の2以上の賛同を経なければならない。

(細則の決定)

第13条 この会則に定めるもののほか、本会の会務運営に関する必要な細則は別に定めることができる。

附 則

- 1 この会則は、平成26年4月1日から施行
- 2 令和8年4月1日一部改正